

2-3 登録規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会（以下NFA）の正会員（以下チーム）が行う個人会員（選手・スタッフ等）の登録について定め、円滑な運営に資することを目的とする。

第2条（定義）

本規程で使用する用語を下記の通り定義する。

- (1) 「企業チーム」とはチーム情報登録におけるチーム形態として企業チームを選択したチームを指す。
- (2) 「クラブチーム」とはチーム情報登録におけるチーム形態としてクラブチームを選択したチームを指す。
- (3) 「継続選手」とは、昨年度の登録チームから引き続いて登録されている選手を指す。
- (4) 「再登録選手」とは、登録抹消を行ったチームより、移籍を経ずに、再度登録される選手を指す。
- (5) 「移籍選手」とは、直近で選手登録を行ったチーム以外のチームより登録される選手を指す。
- (6) 「新人選手」とは上記3号（継続選手）ないし5号（移籍選手）にあたらぬ選手を指す。
- (7) 「新規登録選手」とは、上記4号（再登録選手）ないし6号（新人選手）の選手を指す。
- (8) 「外国籍選手」とは、日本国籍、日本の永住権もしくは特別永住権を有しない選手を指す。
- (9) 「プロ契約選手」の定義は、以下の通りとする。2023年3月20日改訂
クラブチーム：所属する選手のうち、競技活動により得られる収入、または競技活動により経費以上の収入をチームまたはスポンサー（個人スポンサーも含む）から収入を得ている者。
企業チーム：所属する選手のうち、当該企業チームでの職場勤務実態が週4日未満で、かつ、主たる生計をアメリカンフットボールの活動によりたてている者。
なお、CFLのチームに所属する選手は、当該シーズンにおいては、企業社員等として活動していないとみなし、プロ契約選手と位置付ける。
- (10) 「プロリーグ」とは、スポーツをすることを職業とし、それにより報酬を得ているプロフェッショナル選手やその指導者などで構成されたスポーツ組織のことを指す。
- (11) 「プロフットボール経験者」とは、当該プロリーグの定めたレギュラーシーズンの試合に出場経験がある者を指す。試合出場経験が無い事を証明出来ない場合は、試合当日のロースター登録をしているものとする。

第3条（登録時期）

選手登録は年1回、理事会の定めた時期に実施できる。スタッフおよびチアの登録はいつでも実施できる。

第4条（登録資格）

登録時満年齢が18歳以上の日本国に居住する社会の成員で、実社会で活動する者および大学院生（以下社会人）であること。

第5条（資格確認）

新規登録選手は、所定の期日までにチーム代表者による「資格確認書」の提出を要する。

2. 登録時期の時点において、卒業見込みである新規登録選手の場合は、卒業証明書の提出を要する。また、登録資格は卒業証明書に記載されている卒業認定日の翌月初めから有効となる。

3. 登録時期の時点において、卒業見込みである新規登録選手が自己の都合で退学した場合も「資格確認書」または「退学証明書」（「除籍証明書」）の提出を要する。また、登録資格は退学証明書の日付の翌月初めから有効となる。

第6条（登録費）

登録された者は、理事会の定めた別表の登録費を納めなくてはならない。登録費は登録された者の属するチームからの納付とする。

2. ドクターの登録費は無料とする。

3. NFAは登録されたものについて登録証を発行する。

第7条（付保義務）

各チームは登録した選手について死亡、傷害を補償する保険への加入義務がある。

第2章 登録要件

第8条（選手登録数の制限）2024年2月改訂

選手登録数及び試合出場選手数の上限は、運用細則別表の通りとする。

（別表）2024年度

	登録枠（出場枠※2023年より登録枠人数が出場枠人数となった	新規登録（新人・移籍・再登録含む）人数	登録締切	追加登録人数 注1） 注3）	追加登録締切	
X1Super	63名	15名	6月30日	15名	7月5日	
X1Area	63名	20名	7月15日	15名	7月31日	
X2	65名	25名	8月1日	15名	8月21日	
X3	65名	25名	8月1日	15名	8月21日	注2）

注1）追加登録可能選手は、新規登録選手のみとする。

注2）X3リーグに於いては登録期日以降も新人枠に余裕があるチームに限り、当該試合が開催される日の1週間前まで競技運営本部まで届けることを条件に追加登録を認める

注3) 登録枠の上限を満たすために、追加登録人数の上限を超える追加登録数を希望するチームは、その理由を付記した理由書を追加登録締切日の2日前までに提出し、競技運営本部の決定に従うこと

第9条（プロ選手契約）2024年2月改訂

プロ選手契約を認める。

加盟チームは、契約したプロ選手にかかる統一契約書を理事会が定めた期日までに締結し、その契約書の写しの提出を要する。アメリカンフットボールの競技力向上及びリーグの持続的な発展への貢献を目的とし、高度プロフェッショナル人材としてのプロ選手契約を容認するものである

プロ契約選手人数の上限を、外国籍選手3名、日本国籍選手3名とする。

前年の契約において給与総額（総収入）が1,000万円を超えているプロ契約選手がその翌年に契約する場合、前年に契約した条件を良化出来ないとする。但し、成績が向上したことにより、既に締結された契約に基づき成果報酬部分の給与が増えることは、妨げない。

（情報の開示）

NFA 及び加盟チームは、秋季シーズンの登録後、プロ契約した選手の氏名を、ホームページ等で開示する。

なお、他チーム等から調査要請があった場合、NFA は競技運営本部長及び監事による監査を実施し、規程に違反する事項があった場合には、罰則を適用するものとする。

第10条（二重登録の禁止）

選手・役員・コーチ等を問わず、また大学・社会人を問わず2つ以上の公益社団法人日本アメリカンフットボール協会加盟チームに跨って登録することが出来ない。ただし、学生協会の2部以下のチーム及び高校の役員・コーチ等を兼任することはこの限りではない。なお、学生協会の1部リーグへの登録をする場合は、登録時に当該両チーム責任者の文書により申告書を添えなければならない。

第11条（プロスポーツ経験者の選手登録）

日本国籍のプロスポーツ経験者の登録は下記条件で認められる。

- (1) 経験したプロスポーツの種類は問わない。
- (2) 登録日の1ヶ月前の末日迄に、協会宛て経歴書を添えて申請すること。

第12条（外国籍選手の登録）2024年2月改訂

加盟チームは、以下の条件をすべて満たす場合は、1チーム当たり3名までの外国籍選手を登録することができる

- 1) 在日米軍軍人または軍属ではないこと。
- 2) NFLプロフットボール経験者でないこと。

なお、日本の大学を卒業した外国籍の選手は、外国籍選手とする

第12条の2（経過措置）

第12条2023年度NFAに登録されている日本の大学を卒業した外国籍の選手は、2025年シーズン終了時まで、外国籍選手以外の選手として登録することができる。」

なお、フィールド内で試合に参加できるのは、一時点において2名を限度とする。登録にあたっては、次の書類の提出を要する。

- 1) 外国籍選手登録申請書
- 2) 当該選手の略歴（フットボール歴を含む）
- 3) 就業ビザ、または在留カードの写し
- 4) 勤務先の在籍証明書またはプロ選手にかかわる統一契約書

第13条（移籍）

移籍については、以下の通り規定する。

1. 登録者（選手・スタッフ）は下記の移籍自由期間の移籍においては自由に移籍を認める。ただし、技運営本部が別に定める所定の手続きを移籍当該者本人が行う事とする。移籍自由期間内に移籍が成立した選手は4月1日より移籍先チームの資格を発行する。

- 1) 移籍自由期間： 毎年1月4日～3月31日
- 2) 所定手続き：移籍交渉通知書（当該選手が作成、協会に提出）

移籍自由期間以外の移籍に関しては、登録時に次の書類の提出を要する。ただし、退部届の提出から1年未満は2), 3), 4)の書類が無い限り移籍は認められない。

- 1) 退部届（当該選手作成、前登録チームに提出）
- 2) 登録抹消届（前登録チームが作成、協会に提出）
- 3) 移籍票（移籍先チームが作成、協会に提出）
- 4) 移籍承諾書（前登録チームが作成、協会に提出）

2. （禁止行為）NFA加盟または加盟予定チームのスタッフ（代表、GM、監督、コーチ、トレーナー、マネージャー等）及び選手幹部（主将、副将など）or全選手またはそれらの関係者※が、移籍自由期間以外にNFA加盟チームに所属し、又は所属することが決定している選手・スタッフに対して、移籍を前提とした接触や、接触を試みることを禁止する。また、移籍したかどうかに関わらず当該行為が認められた場合には懲罰の対象となる。ただし、移籍交渉期間中でも選手が移籍交渉通知書を提出していない限り、他のチーム関係者が移籍を前提とした接触や、接触を試みることを禁止する。移籍したかどうかに関わらず当該行為が認められた場合には懲罰の対象となる。※それらの関係者：チームスタッフ、選手幹部の親、親族、兄弟、配偶者、子供、出身校の関係者を指す。

3. プロ契約選手の移籍ルールについて 2024年2月改訂

- 1) 第1項にかかわらず、前年順位下位チーム所属のプロ契約選手が、前年順位上位チームへ移籍することを禁止する。

上記にかかわらず、2023シーズンの最終順位は下記となり、7位の2チーム内9位の2チーム内 11位及び Area1 位-2位の 4チーム内は、移籍可能とする。

【X1Super における順位】

1 位：富士通 2 位：パナソニック 3 位：オービック 4 位：IBM 5 位：エレコム神戸
6 位：ノジマ相模原 7 位：東京ガス、オリエンタルバイオ 9 位：SEKISUI、otonari 福岡、
11 位：胎内、電通
Area 1 位-2 位：オール三菱、富士フイルム海老名

【順位上位、及び、順位下位の定義】

1 位と 2 位のチームがある場合、2 位は 1 位チームとの関係では「順位下位チーム」となる。
逆に 1 位は 2 位チームとの関係では「順位上位チーム」となる。

- 2) 前年の総収入（住居費、交通費など含む、チームまたはスポンサー企業等から得た全ての収入をいう）を超える条件で、他チームへ移籍することを禁止する。

第 1 4 条（登録抹消）

登録抹消届はいつでも提出することができる。選手が登録抹消となった場合は、次回登録以降の選手登録時に再度登録が可能となる。登録年度の途中での再登録は出来ない。

第 3 章 公式戦参加資格

第 1 5 条（公式戦参加資格）

公式戦参加チームは、登録された満 20 歳以上の選手によってのみ、試合を行うことができる。

2. チームが登録抹消手続きを行わない限り、翌年度の登録も継続しているものとみなす。

第 4 章 雑 則

第 1 6 条（改正）

本規定の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第 1 7 条（施行）

本規程は、2016年2月1日より施行する。

附則

この規定の改正を2024年2月20日より適用する。